

平成29年度 第1回山形県食の安全推進会議

【開催概要】

開催日時 平成29年7月26日（水）14:00～15:30
開催場所 山形県自治会館602会議室
出席委員 廣部公子、石塚久子、佐藤隆也、森千津子、岩田俊彦、青柳智子、
工藤隆弘、蔵増由加里、長谷川正芳、野口孝徳、橋本昭、國方敬司、
黒川あゆみ、菅原美津子（順不同、敬称略）

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成28年度の実施状況について
 - (2) やまがた食の安全・安心アクションプランの改定について
- 4 閉会

【議事録】

- (1) やまがた食の安全・安心アクションプランの平成28年度の実施状況について
(事務局)

【資料に基づき説明】

(座長)

説明の内容について、質問・意見等はないか。

(委員)

「健康食品の販売施設に対する監視指導」について、施設等の年間監視件数が目標値の250件の1.5倍の364件の実績であった。何か社会的な背景があつて、この実績数値になったのか。

食品安全モニターの調査について、実店舗数で571店ということである。これについて、ドラッグストアも視野に入れながらやっているのか。というのも、業界の中で、このドラッグストアが、かなり急成長しており、生鮮食品を扱う店舗がかなりある。また、違反品目数が具体的にどういったもだったのか教えて欲しい。

(事務局)

1点目について、健康食品の監視体制については、健康食品を扱う店舗は、医薬品もあ

るので、医薬品を取り締まる部署が多目に巡回して指導している。それに加えて、食品衛生監視員で実施した分も加えているところだ。

2点目、食品安全モニター制度の質問について、このモニター制度は、モニター又はボランティアの方に、日常の買い物のついでに、スーパー等の食品の表示を確認してもらうという制度だ。現状では、やはり量販店のスーパーが多い状況で、あまりドラッグストアからの報告はあがってきていないというのが現状である。

また、食品安全モニターとボランティアから上がってきている報告の中で、表示不備の内容は、原産地表示、名称、期限表示の不備、内容量等の記載漏れ等である。

(委員)

HACCPは、危害を分析して、重要な管理・コントロールを改善しようというものだと思っている。HACCP手法導入は広く行われているが、業種によって、重要な管理ポイントは違ってくるはずだと思う。講習会を開催する時は、業種ごとに、ここを抑えないとだめだというようなポイント等を中心に講習しているのか、それとも、全般的なことを講習しているのか。講習していても、それぞれの業種の実情に合わないということはないのか。

(事務局)

HACCPについては、色々ポイントがある。食品関係は、業種が多いということがあるので、まず講習会では、総論的な説明をさせてもらう。国では、業種ごとのHACCP作成のための手引書を作成している。大規模な所は導入率が高いが、小規模な所は、どのように作成したらいいかわからない場合が多いので、まずは手引書を参考に、食品の製造工程を全て洗い出してもらい、製造工程毎に危害を分析していただくが、そういう時に、保健所が個別に相談にのって、助言なり指導なりさせていただいている。

(委員)

小規模な事業所に対するものとして、県版GAPのような県版HACCPがあれば、よりいいのではないかと思うので、検討してほしい。

(事務局)

県内は、小規模な食品事業者が非常に多いので、そこが大事だと思っている。

(委員)

食の安全は、県の農産物等のブランド力強化に関わってくるということだが、この度、種子法が廃止された。その地域ごとにブランドの種子を新しく開発する、あるいは継続するという場合には、種子法というのは、非常にいい法律だと思っていた。種子法廃止に関して、県の対応というのは、どういうものであったのか、また今後どういう方向性を持つ

ているのか、お聞きしたい。

(事務局)

種子法と一口で言っているが、主要農作物の、米とか麦等が対象になるのが種子法である。例えば、野菜の種とかそういったものは別にあり種苗法という。山形県の場合、米の種子は、種子法にのっとって作っているが、種子法廃止後の種子の管理については、引き続き行うということで、それ自体は継続して取り組んでいく。対象となる野菜等の苗については、種苗法の中で適切に行っていかなければならない。種子というのは、財産なので、しっかり守って取り組んでいく必要がある。

(委員)

県では、在来作物について、育てていこうとしている方針があると聞いている。それに対しても、種子法廃止の流れの中で、県としては、守っていただけたらと考えている。

(委員)

きめ細かな対応をしており、一県民として安心している。

先日、新聞でEUで福島県産のお米や山形産の山菜等の輸入規制解除となったという記事を見た。

また、県で、県産山菜、きのこの振興会の設立し、ブランド化を図るということを聞いており、いいことだと思っている。知事もPRに力をいれているが、一方、今年も県産こしあぶらから放射性物質が基準値を超えて検出された。是非とも、出荷前の全検査をやっていただいて、県産は大丈夫だというPRをしていただきたい。

次に、台湾で国産牛肉が輸入解禁になると聞いている。やはりこれについても、安全・安心をPRしていただければと思う。鳥インフルエンザに関しては、他の県が鳥インフルエンザが発生しているところ、わが県は、発生しなかったというのは、これまでの取組みの成果だと思う。プランの取組み中、高病原性鳥インフルエンザの検査の欄に、100羽以上の養鶏場を中心に定期的なモニタリング検査を実施していくと記載がある。本県では、大規模な養鶏場は少ないと説明があったが、小規模なところに対する立入等は実施しているか。

(事務局)

100羽よりも少ない所においても、常に、例えば、隣県なり国内で病気等があった場合等に、全ての施設に対し、パンフレット等を用いた情報提供や国内の状況等を周知をしている。さらに、国の指針として、飼養衛生管理基準というものがあり、農場内に病気を持ち込まないというものがあり、そういう点についても、常時説明させていただいている。

(委員)

そうすると、毎年ではないが、定期的には（病気が）発生しなくても、やっているということか。現場を見るということをしているのか。

(事務局)

年 1 回、必ず農場から、飼養羽数等の定期報告を受けており、その時にの聞き取り等をしている。現場を見るということに関しては、飼養羽数が、2羽や3羽というところも中にはあるので、実際的には、毎年現場を見るということとはなかなか難しい。定期報告提出時のやり取りの中で、うまくいかないということがわかれば、実際現場に行って指導する。

(委員)

ぜひ、小規模な所にも、時には行っていただきたい。

(委員)

家畜に関して、飼料添加物としての指定を取り消すという記事を見たが、その点について指導はどうか？

(事務局)

基本的に飼料添加物を作っている業者に、指導しており、添加しないようにしているの。一方で飼料添加物としてはだめでも、治療薬として使われているので、そこは獣医師が指示書を持って、適正に使うということになっていおり、その点は、徹底していく。

(委員)

残っている飼料を食べさせてしまうということはないのか？食べさせてはだめだということ PR してはどうか？

(事務局)

そのような話は、以前から話題になっており、周知もしているところだ。基本的に早い回転で飼料を消費していくので、その点は心配ないと思う。

(事務局)

特に飼料に医薬品を添加しているということで問題になるのは、豚になる。豚というのは、半年の肥育期間があるが、通常最初の2か月には抗生物質等が入った餌が添加される。次の2か月は、少し入った餌を食べさせる。最後の2か月は抗生物質等が入っていない餌を食べさせる、そのスケジュールに沿って肥育をしている。ただ、100%間違いがないかという、例えば、ラインの故障とか、間違っ食べさせたとか事故は発生しうるので、食

肉検査所で、モニタリング検査を抜き打ちに実施しているという状況だ。

(委員)

エコエリア山形の取組みについて、環境保全に取り組む農地面積が約1.5倍になることをめざしている、また、水稻の有機栽培マニュアルを新たに作成して、有機農業を普及拡大していくと聞いて素晴らしいことと感じている。この点もPRしてほしい。

表示について、私は過去に適正表示ボランティアをしていたが、先日県内の小さな観光施設の売店で、製造者の無記名の物を見つけた。ぜひ、小規模の所に対する指導をやっていただきたい。

(委員)

残留農薬の検査について、ブドウとイチゴが残留農薬が除去されにくいものだと記憶している。一方、平成27年度、28年度は、ブドウとイチゴが検査対象となっていない。検査を実施してもらえないかと思う。

自分は、消費生活研究会から代表しているが、みんな自治体等にやってもらうのではなく、消費者自身が、情報を得るということをしなければ、みんなお任せではだめだと考えている。例えば、生産者の情報を携帯のバーコードから読み取ることもできるが、キッチンと情報を得られれば、安心だと思った。

(事務局)

残留農薬の検査は、平成28年度は9種類実施した。偏らないように年間計画で、品目を決めて実施しているところだ。ブドウとイチゴという話があったので、来年度の計画を立てるときには、参考にさせていただきたい。今年度は、果物は、すももと日本梨を計画している。

(2) やまがた食の安全・安心アクションプランの改定について

(事務局)

【資料に基づき説明】

(座長)

説明の内容について、質問・意見等はないか。

(委員)

流通する食品の監視指導の充実は大変いいことだと思う。そこで気になるのは、残留農薬の検査、アレルギー物質の検査ということなのだが、この度、東電の汚染水を海へ放水

の方針という記事を見たが、水産物については、出荷する前の段階で、それは検査されると思うが、流通の中での放射性物質の検査を県ではどのように考えているか。

(事務局)

放射性物質検査については、現在国が指定する指定都県というのがある。東北・関東の各都県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県の17都県がそれにあたる。山形県の場合、山形産の農畜水産物については、農林部局で検査をする。一方、県内に流通する指定17都県のうち、山形を除く16都県の食品について、食品衛生部局で検査を実施しているが、今後とも、検査を継続していくということにしている。水産物についても、その検査の枠組みの中で、やっており、今後も継続していく。

(委員)

適正な食品表示の確保の中で、第5期プランの案では、「食品表示法の完全施行を見据えた制度の周知と相談の取組み強化」とある、第4期プランでは、指導の充実の文言があるが、それを削除したのはどういう理由からか。

(事務局)

中身的には、指導ということも入っている。新法完全施行に向けて、5年間の猶予期間の半分が過ぎ、これまで総論的な話をしてきたつもりである。最近では、相談の内容が各論になりつつあり、個別の相談が増えつつある。そのような状況の中で、相談の取組みの強化という記載にしたが、もちろん指導の充実も中には入っている。

(委員)

とてもいいなと思ったのは、報道機関への情報提供というのが、新たに出てきたところだ。山形県は高齢者が非常に多いホームページを見なさいと言われても、なかなかそうはいかない。

(その他質問・意見等なし)

(議長)

それでは、この会議としてこのアクションプランの骨子案で、特に異論はないということによろしいか。(委員同意)

それでは、こういう方向で進めていただきたい。

その他については、事務局からは何もないようだが、委員から何かあるか。

(特になし)

それでは、本日の協議を終了する。